旭川市随意契約の公表について

地方自治法施行令第１６７条の２第１項第３号の規定に基づく随意契約を行うので、旭川市契約事務取扱規則第１６条の３第２項の規定により公表します。

令和８年１１月１３日

旭川市長　今　津　寛　介

１　契約の名称及び概要

(1) 契約の名称　北海道指定文化財「神居古潭竪穴住居遺跡」草刈業務委託

(2) 契約の概要

ア　業務内容

北海道指定文化財「神居古潭竪穴住居遺跡」の草刈

イ　履行期間

契約締結日から令和８年８月３１日まで

ウ　発注部局及び問合せ先

旭川市７条通９丁目　旭川市役所総合庁舎４階

旭川市教育委員会社会教育部文化振興課

電話　０１６６－２５－７５５８

２　契約の相手方の選定基準

中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第３７条に規定するシルバー人材センター等またはこれらに準ずる者であること。

３　契約の相手方の決定方法

上記２により、公益社団法人旭川市シルバー人材センター及び旭川市中高齢者福祉事業団から見積書を徴取し、その見積金額が予定価格の制限の範囲内で最低価格の者と契約を締結する。